

国立大学法人筑波大学研究員受入規則に基づき受け入れる研究員の
研究料の取扱いについて

平成22年3月31日
学 長 決 定

改正 平成25年12月27日

平成30年 3月26日

令和 元年 8月26日

国立大学法人筑波大学研究員受入規則（以下「規則」という。）第2条第1号、第2号、第3号、第6号ウ及びオに基づき受け入れる研究員の研究料は、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 規則第2条第1号ア（大学の教員）の教育研究機関受託研究員の研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区 分	研究料（月額） （税込）	受入部局配分額	本部管理分額
教 授	29,340 円	29,340 円	
准教授	15,720 円	15,720 円	
講 師	11,530 円	11,530 円	
助 教及び助 手	7,340 円	7,340 円	

- 2 規則第2条第1号イ（高等専門学校教員）及びウ（専修学校教員）の教育研究機関受託研究員の研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区 分	研究料（3箇月） （税込）	受入部局配分額	本部管理分額
実験（臨床を含む。）系	113,410 円	94,290 円	19,120 円
非実験系	56,710 円	47,150 円	9,560 円

- 3 規則第2条第2号の教職員支援機構受託研修員の研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区 分	研究料（3箇月） （税込）	受入部局配分額	本部管理分額
実験系	30,560 円	25,460 円	5,100 円
非実験系	17,740 円	14,780 円	2,960 円

4 規則第2条第3号の受託研究員の研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区 分		研 究 料 (税込)	受 入 部 局 配 分 額	本 部 管 理 分 額
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期（6箇月を超えて1年以内）	566,980 円	472,480 円	94,500 円
	短期（6箇月以内）	283,500 円	235,720 円	47,780 円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員	3箇月以内	141,750 円	117,330 円	24,420 円
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員	改良普及員（6箇月以内）	283,500 円	235,720 円	47,780 円
	専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員（3箇月以内）	141,750 円	117,330 円	24,420 円
その他	長期（6箇月を超えて1年以内）	566,980 円	472,480 円	94,500 円
	短期（6箇月以内）	283,500 円	235,720 円	47,780 円

- 5 規則第2条第6号ウ(「独立行政法人国際協力機構の業務方法書に基づき採用された者」)の外国人受託研究員の研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区 分	研究料(1箇月) (税込)	受入部局配分額	本部管理分額
独立行政法人国際協力機構の業務方法書に基づき採用された者	236,770 円	228,170 円	8,600 円

- 6 規則第2条第6号オ(財団法人日中医学協会が中国から招致する研究者)の外国人受託研究員の研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区 分	研究料(12箇月) (税込)	受入部局配分額	本部管理分額
財団法人日中医学協会が中国から招致する研究者	300,000 円	300,000 円	

附 記

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

附 記(平25.12.27)

- この取扱いは、平成26年1月1日から実施する。
- この取扱いの実施の際現に受け入れている研究員の研究料の額及び受け入れる研究員の研究期間の終了日が平成26年3月31日までの間の研究料の取扱いについては、改正後の国立大学法人筑波大学研究員受入規則に基づき受け入れる研究員の研究料の取扱いについてにかかわらず、なお従前の例による。

附 記(平30.3.26)

この取扱いは、平成30年4月1日から実施する。

附 記(令元.8.26)

- この取扱いは、令和元年10月1日から実施する。
- この取扱いの実施の日前に受け入れている研究員の研究料の額については、この取扱いによる改正後の国立大学法人筑波大学研究員受入規則に基づき受け入れる研究員の研究料の取扱いについてにかかわらず、なお従前の例による。